

オート-ロワール県下の革命の進展と民衆協会の位置 — 派遣議員の政治指導の動きと民衆協会の対応を中心に —

近江 吉明

はじめに

筆者は「ミシェル=ベルンシュタイン文庫」(以下、「ベル文」と略記)史料の全体史的研究を継続してきている⁽¹⁾。本稿では、「ベル文」史料の収集者であったミシェル=ベルンシュタインが、その収集作業の下で注目していた地方の一つであるオート-ロワール県関連史料群の一角を占める民衆協会 *société populaire* の動きに注目してみた。

当該史料分析に当たって、筆者はミシェル=ビヤール (Michel Biard) の「ベル文」史料活用 の提言⁽²⁾ に学びながら、主に史料批判の原則に係わるところに着目することにした。分析対象時期としては山岳派独裁期 (1793～94年) に限定し、当県に国民公会から派遣された派遣議員の政治指導と県内各地の民衆協会との関係性分析に照準を定めたい。

フランス革命期の民衆協会についての日本における先行研究としては竹中幸史、高橋暁生の仕事⁽³⁾ に着目した。また、革命期のオート-ロワール県史については、ジョルジュ=シャノン (George Chanon) の研究⁽⁴⁾ に依拠した。

「ベル文」史料中の814点におよぶ政治結社の史料(その内、210点は、フランス国立図書館などフランス側では確認できていない。だが、未整理のまま、その他の文書館や各県図書館などに残されている可能性は否定できない)に注目したのはM. ビヤールであった。2011年の最初の調査段階では、M. ビヤールがサンプリン

グとして取り上げたのはノルマンディー地方の4点のみであった。その分析から、「ベル文」の政治結社に関する研究は、地方における革命進展の総合的な調査のための道筋を開くことにつながると指摘した⁽⁵⁾。オート-ロワール県関連のそれは、その後の調査で、10点が確認されている。

それらの「ベル文」史料に注目しながら、オート-ロワール県下に展開された「地方の革命」の歩みとその特徴を探り出してみたい。

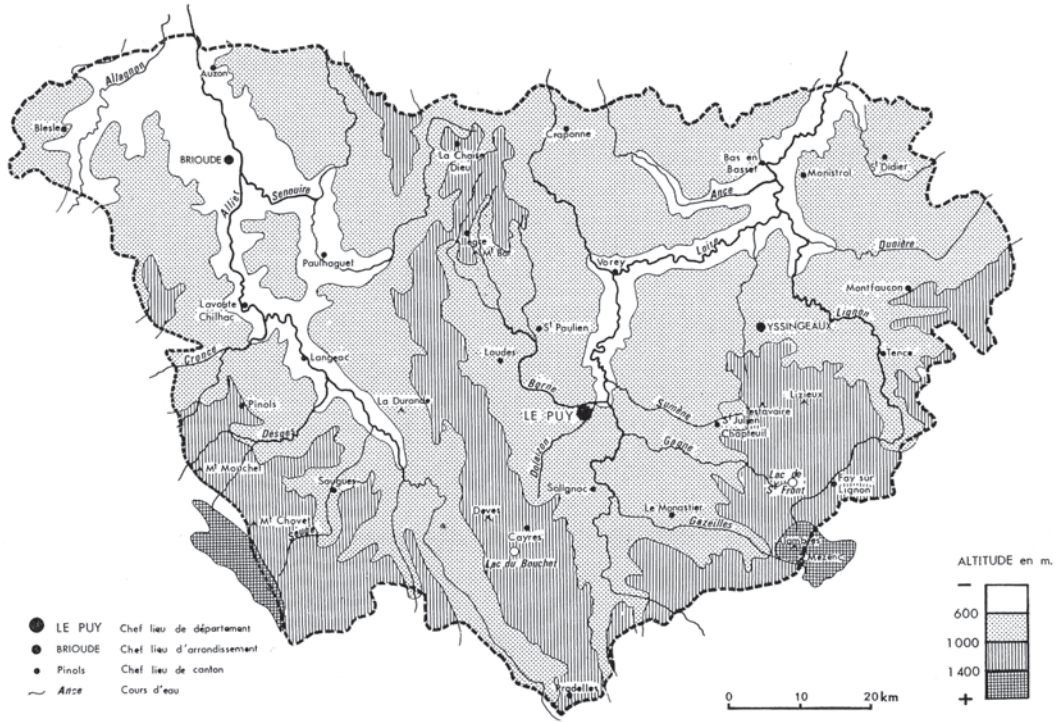
I、オート-ロワール県の経済的状況と政治結社の動向

オート-ロワール県における革命の進展の中で山岳派独裁期の諸問題を捉えようとする場合、どうしても確認しておかねばならないのは当県の地形的・地理的諸条件に規定された経済的実態の掌握である。国民公会成立以前の当県の政治的な歩みの背景にある諸側面を概説的に捉えて、地方における革命を当県の人々がどのように作り上げようとしたのかを民衆協会の前身の政治結社に注目して浮き彫りにしておこう。

(1) オート-ロワール県の地形的特徴と革命前期の経済的実態

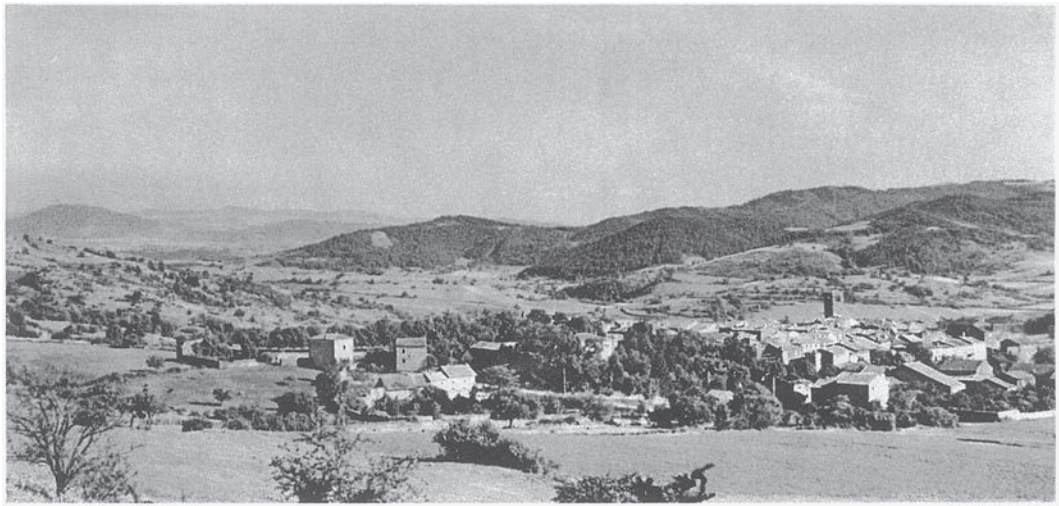
本論に入る前に、フランス革命期段階における、オーヴェルニュ地方の中央山岳地帯に立地するオート-ロワール県の地形的特徴と経済的実態から捉えておきたい。というのも、それが

<地図1> オート-ロワール県の地勢図



(出典) J. Merley, *La Haute-Loire.*, 1974, <Relief et Hydrographie>, p. 1.

<写真1> ブリウド郡シラック小郡の遠景



Paysage - Vue sur Chilhac

PHOTO F. A. T.

(出典) *La France A Table, Haute-Loire*, n. 138, Paris, 1969, p. 9.)

当県の政治結社の動向にも大きな影響を与えていたからである。フランスにおいて、当県が成立したのは、1790年1月15日に86県への分割が確定したときであった。それまでのアンシャンレジーム期において、当県域はル・ピュイ・アン・ヴレおよびサン・フルーの両セネシャル管区に属していて、また、その領域内に徴税管区、裁判官区、司教管区が重なって存在した。さらに、当県の周辺部には隣接するセネシャル管区領域の一部が本県に加えられた。北部ではイソール、モンブリソン、サン・テチエンヌの各徴税管区が、東部ではペイド・ヴィヴァレ司教区が、南部ではペイド・ジェヴォーダン

司教区が、それぞれ一部の山間地域ではあるが組み込まれた。こうした歴史的背景は、当県内の革命進展に若干の温度差を生じさせる要因の一つにもなった。

〈地図1〉⁶⁾の地勢図を見ると、当県は東部のロワール川と西部のアリエー川の上流域を中心に構成されているといえる。ほとんどが標高600から1,000メートルの山間地域で、さらに、県の中央部、西部、東部には最高で標高1,400メートルに至る山岳域があり、平坦な地域は、西北部のブリウド郡域と東部ロワール川流域部と限られていることがわかる。だからといって、数千メートルの山岳域があるわけではなく、

〈表1〉 1852年のオート・ロワール県の農畜産構造

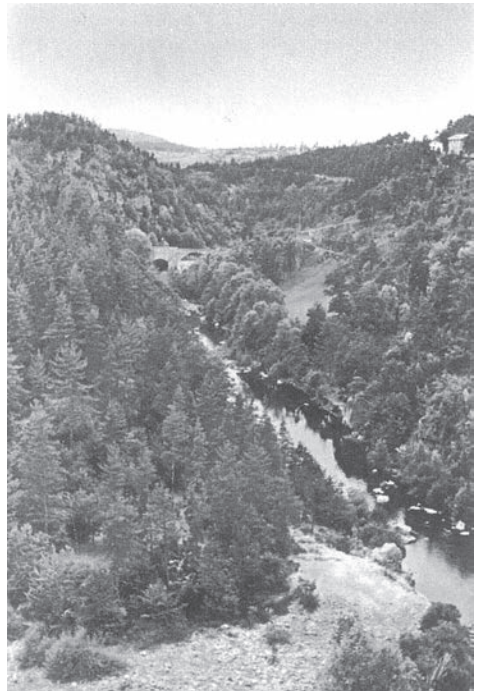
A. 小麦		B. 混合麦	
(郡名)	(作付面積 ha)	(作付面積 ha)	(作付面積 ha)
Brioude	6.146		1.728
Le Puy	4.920		5.616
Yssingaux	1.016		109
県全体	12,082		7.453
C. ライ麦		D. 大麦	
Brioude	21.122		2.674
Le Puy	34.773		5.861
Yssingaux	25.122		630
県全体	81.017		9.165
E. 燕麦		F. 蕎麦	
Brioude	5.304		83
Le Puy	7.331		0
Yssingaux	2.075		0
県全体	14.710		83
G. ジャガイモ		H. 豆類	
Brioude	4.033		537
Le Puy	6.016		2.843
Yssingaux	4.246		17
県全体	14.295		3.397
I. 牧畜		J. 放牧	
	(牧場面積)		(分布面積)
Brioude	20.111		30.813
Le Puy	24.356		57.872
Yssingaux	16.624		27.832
県全体	61.091		116.517

<写真2> ルピエイ-アン-ヴレ郡ポリニャック小郡の遠景



(出典) *La France A Table.*, p. 42.)

<写真3> ブリウド郡のゴルジュ-デュ-リニオン村付近のアリエー川溪谷



(出典) *Ibid.*, p. 50

オーヴェルニュ地方独特の山地傾斜率の低いなだらかな地形的景観を持つ県域だと言えよう。

経済地理的側面を捉えると、当県全域が上記の地形的制約の下にあったということが明確になる。つまり、当県は圧倒的な山林域を擁していることから放牧業を中心とする畜産業が中心となった産業構造を形成していた。19世紀中葉のデータを参考にするとその実態が見えてくる⁽⁷⁾。

〈表1〉のデータは1852年のものであるが、フランス革命期から第二帝政期直前まで、封建体制の解体や領主制の撤廃は行なわれたものの、また、王政を廃止して共和政を樹立したにもかかわらず、肝心の地主・小作制などの土地問題や森林用益権といった共有権問題が置き去りにされたこともあり、オート・ロワール県の農業・畜産業の規模に大きな変化がなかったことを考えれば、革命期の実態を捉えるのに不都合はない。AからJまでの各種作物の各郡別作付面積ないしは牧畜および放牧地面積をみると、当県の最大の特徴は、畜産業関連土地面積が177.608haに及んでいることである。それに対して、穀物類は、小麦12.082ha、混合麦7.453ha、大麦9.165haと小規模で、ライ麦81.017haと燕麦14.710haは牛や羊などの飼料用であることから、当県が畜産県であることを証明している。特に深刻であったのは、小麦、混合麦、大麦がブリウドやル・ピュイなどの近郊で作付されるだけで、当県のみでパンなどの原料の自給自足が困難であったことである。この点で、ジャガイモ生産が増えていたことは食糧確保の面で一定の貢献をしていると言えるが、後での民衆協会分析で示されるように、革命期前半はジャガイモの作付は始まったばかりであった。

オート・ロワール県のこの地形的特徴によって規定された生産力の脆弱さを示す状況は、特に1789年春段階における第三身分の陳情書に

多く見ることができる。それも、上級選挙集会時という最終段階のそれではなく、農山村教区の第一次選挙集会時のものの中に、農山村民の声として書き留められている。

その一例が、ル・ピュイ・アン・ヴレ郡南部のロワール川水源近くに位置し、標高733m～1.018mの山間地内の渓谷周辺に点在するグデ(Goudet)教区民の陳情書⁽⁸⁾である。この第一次選挙集会には、グデ教区に隣接する二カ村の小教区民も含め、70戸からなる住民代表30名が3月27日に旧グデ城に参集し陳情書を作成している。詳細は別稿⁽⁹⁾に譲るとして、本節との係わりでは陳情書の前文部分が注目に値する。次のように書かれている。

〈史料1〉 グデ教区第一次選挙集会時陳情書

グデ地区は、ル・ピュイ・アン・ヴレ・セネシャル管区内にあり、当地区がグデ小郡(カントン)の中心で、当小郡は五つの教区と当小郡役場所在地からなっている。当小郡内にはロルム川とラ・フラジェット川というロワール川に合流する2本の小河川が流れていて、自然条件が厳しく生活するには厄介であった。ここは、玄武岩質の岩場や花崗岩の瓦礫が目立つところで、集落はロワール川渓谷やその支流にへばりつくように立地している。河川は急流で雷雨などの大雨による水害を被りやすいところで、また、年間を通して山間地のため霧や霞が発生しやすく日照時間が制限され季節外れの過冷却に悩まされている。そればかりか、雹の被害や早めの凍結に見舞われるなど気候上の急変に曝されている。

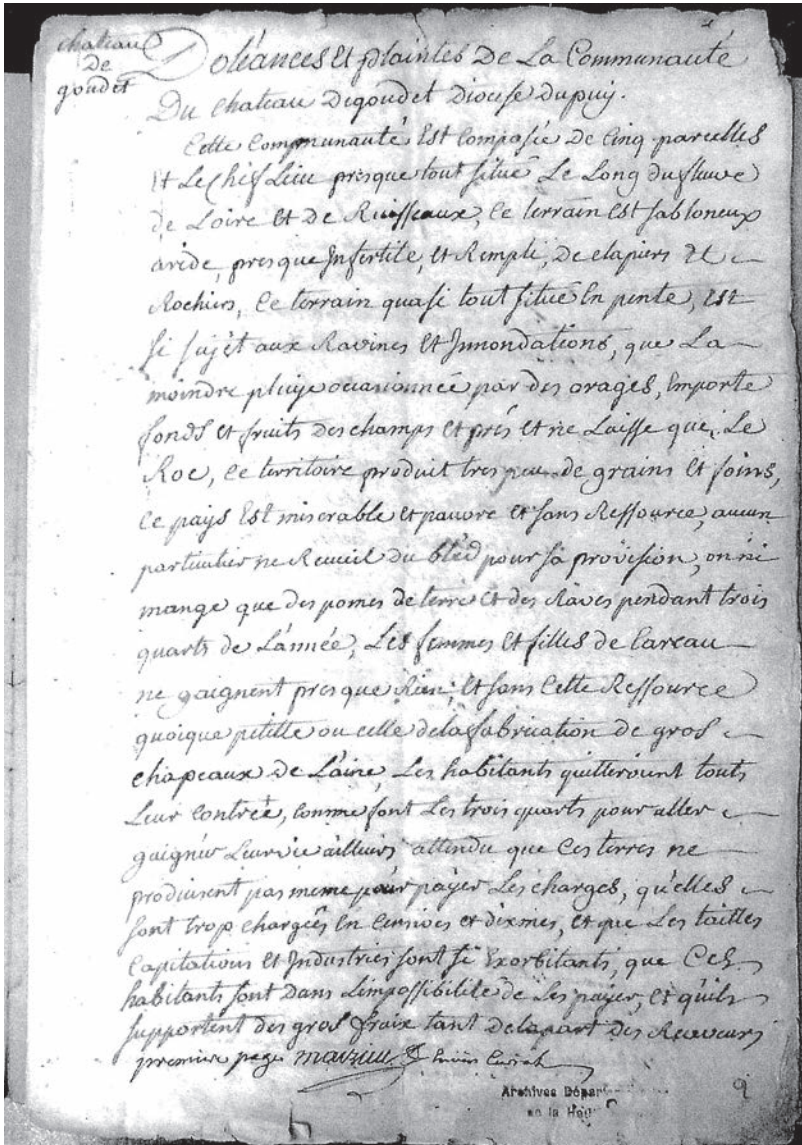
当小郡は、羊や山羊などの牧畜が中心で、乳牛、馬、豚などの飼育もあったが小規模にとどまっている。作付されている作物は穀物が非常に少なく、それも食料用の穀物

というのではなく飼料用のライ麦類で、食料用としては、カブやジャガイモ、そら豆、白エンドウ豆、インゲン豆などで、年間の4分の3の期間はそれを食している。後の期間は小麦、大麦、蕎麦などを購入し食べている。

そのためには一定の現金収入が必要であ

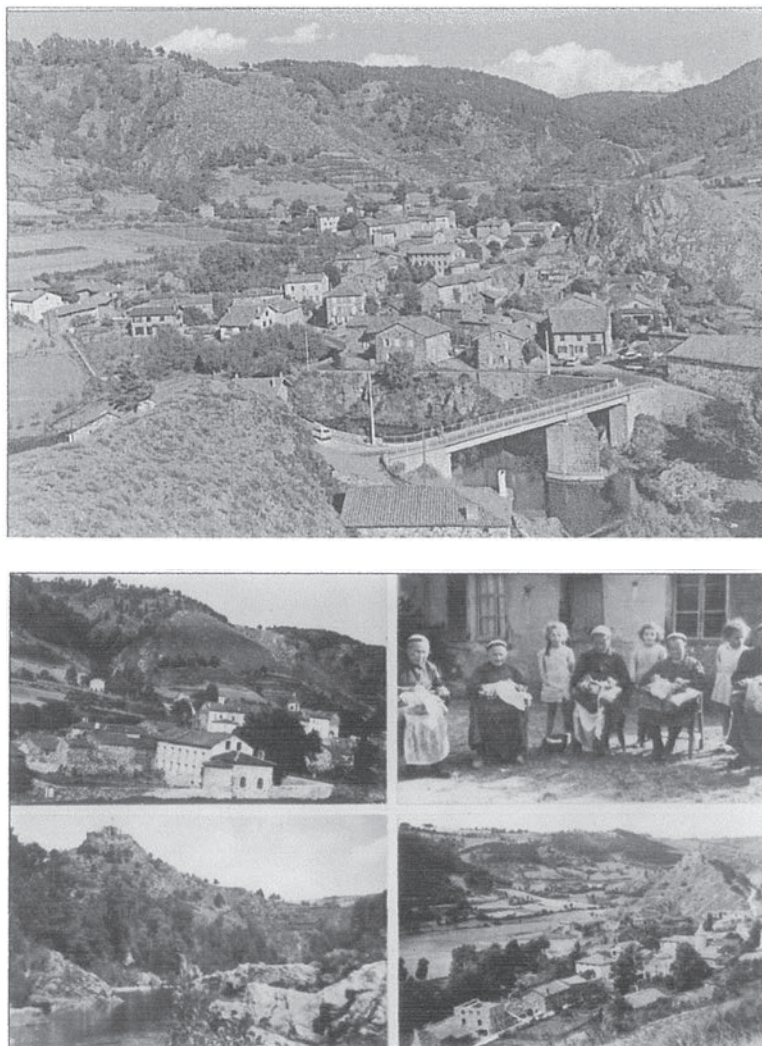
る。当小教区では、まず、酪農品であるチーズやバターなどの加工品、さらには、家内手工業品ともいえる婦人や娘たちによるレース編みやウール製の帽子製品の販売をしているが、森林資源を活用した木靴などの木工品同様に行商収益は少ない。その結果、当小郡は人口の4分の3にも及ぶ住

<史料1> グデ教区の第一次選挙集会時の陳情書



(出典) Arch. Dé. Haute-Loire, 1B-1758.

<写真4> グデ教区の全景と教区民の生活



(出典) <http://www.cpauvergne.com/2013/10/les-villages-de-haute-loire-goudet.html>.

民の出稼ぎ収入に頼っている。

この史料には、当教区がいかに厳しい生活環境の中に置かれていたのかが具体的にかつ冷静に述べられている。教区民は、かろうじて生き延びているだけなのだということを国王に対する陳情書の冒頭で強調している。先に見たオート・ロワール県全体の地形的特徴を前提とすれば、当時、当教区が以上のような現実の中に置かれていたのは納得できることとして、それも

グデ小教区だけのことではなかったことも類推できるだろう。

こうした当県の1789年春段階の経済的状況は、その後の革命進展においても改善されずに推移していた。従って、当初、「憲法友の会」と言われた各小教区の政治結社の結成は、それぞれの農山村地域の陳情書作成段階における議論の延長線上に浮かびあがっていた教区民の諸要求や、その中で醸成されていた政治風土を無視して立ち上げることはできなかった。すでに、

第三身分の陳情書も下級選挙集会を経て上級選挙集会で作成された最終陳情書の段階では、第一次選挙集会で、主に農山村教区民の関係者が問題視し書き留めた切実な思いは無視ないしは反故にされていたことが、当県の陳情書研究で明らかにされて来ている⁽¹⁰⁾。そのことに対する各農山村教区民の失望感は大きかった。それゆえに、憲法制定国民議会期の政治的混迷の中で生まれた政治結社は、第一次選挙集会期の経験とその中での人的結束が重視されざるを得なかったのである。

また、アイスランドでの火山噴火の影響下で進行した日照不足などによる不作や、仏英通商条約発効の中で深刻化した1788年～89年経済危機の流れの中で、食糧不足の事態は当県の農山村民や都市民の生活不安を高め、そのため、彼らの行動も政治化していく傾向にあった。とりわけ、1789年5月5日開催の全国三部会でも、農山村民や都市中下層民が期待した諸問題が先送りされてしまった。耐え難い困窮に見舞われていた彼らは、それぞれの地域内で警鐘が鳴らされるなどの興奮状態の中で一触即発の事態を迎えることになった⁽¹¹⁾。

(2) 1792年8月10日までの変遷

全国政治結社がそうであったように、オート-ロワール県下の当該結社も、ヴァルナーヴが1790年2月に起草した規約に基づき、「憲法友の会」と正式名称を持つジャコバン-クラブとの提携の機運の中で、同年12月25日ル-ピュイでスタートした。初代表はベルトラン=デブリュ Bertrand des Brusであった。翌年には、「憲法友の会の運用規定」が制定され、憲法制定とその強化を目的とすると定められた⁽¹²⁾。この運用規定は、〈史料2〉のように全8カ条にわたりまとめられている。

立法議会期に入ると、1791年6月のヴァレン

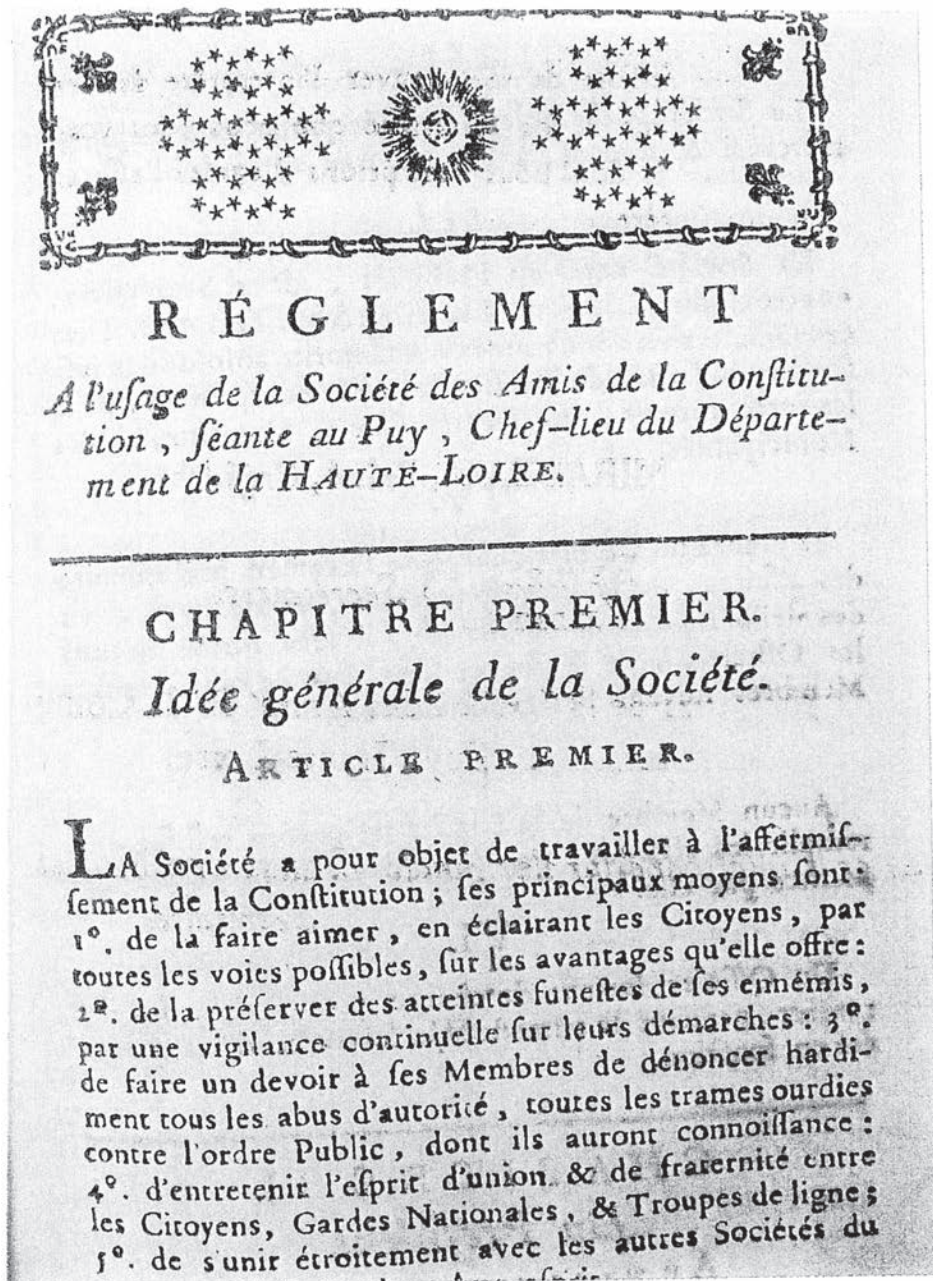
ヌ逃亡事件や同年7月17日のシャン-ド-マルスの虐殺事件を契機に、パリのジャコバン-クラブでは、内部分裂が起こり右派のフィヤン派が離脱し、ロベスピエール等が主導権を握った⁽¹³⁾。オート-ロワール県でも、憲法友の会(ジャコバン-クラブ)は、1791年10月から1792年4月にかけてジロンド派勢力によってリードされるようになった⁽¹⁴⁾。そうした中で、1792年初頭から、ジャコバン-クラブは民衆協会として再組織されていたにもかかわらず、活動が休止状態になるか分裂状態になりはじめていた。

この路線対立による民衆協会は機能マヒに陥り、1792年8月10日にパリで発生したパリ民衆によるテュイルリー-宮殿占拠と王権停止の動きの下で、劇的に変化していくことになった。革命の急進化にともなって、山岳派ジャコバン主義が共和主義路線を鮮明にすると、必然的に地方の民衆協会も、ジロンド派が後退し山岳派が民衆の動員によって主導権を掌握するようになった。ル-ピュイでも、ブルジョワの政治的対立の中で山岳派が多数派を形成し、民衆協会は1792年12月29日に分裂した⁽¹⁵⁾。

(3) 民衆協会—ジロンド派の排除

8月10日事件後、革命は急速に共和政への歩みを速め、同日、革命政府は王権の権利停止を決定した。9月21日には、国民公会が召集され王政の廃止が決定され、翌日には共和政の宣言がなされた。そして、12月4日には国王裁判が開始されている。このような状況下で、ル-ピュイの民衆協会は、祖国救済や、ジロンド派の陰謀の政治に対して抵抗するという強い意志の混じり合った文脈の中で、劇的な事件に直面するようになった。とりわけ、王党派や宣誓拒否僧侶などの反革命運動に対する山岳派の運動にたやすく従うような気運が高まった⁽¹⁶⁾。

<史料2> ル・ピュイにおける「憲法友の会」の運用規定



(出典) *Réglement.*, C. D. M. B., T. 1700-5.

- 第1条 憲法制定友の会の全体理念
- 第2条 代表について
- 第3条 書記と役員
- 第4条 記録保管について

- 第5条 会議規定
- 第6条 発言に関する秩序
- 第7条 動議と議決
- 第8条 許可と推薦

＜表2＞ オート-ロワール県における民衆協会を設置する小郡名

(Yassingeaux 郡)		＜ ＞内の数字は1790年調査の人口数 ⁽¹⁸⁾
1,	Yassingeaux (郡庁)	< 11,879 人 >
2,	Monistrol	< 12,726 >
3,	Montfaucon	< 13,849 >
4,	Saint-Didier	< 10,520 >
5,	St. Pal en Chalencon	< 6,714 >
6,	Tence	< 13,459 >
7,	St.-Voy (Le Mazet)	< ? >
8,	Beauzac	< ? >
(Le Puy-en-Velay 郡)		
9,	Le Puy (郡庁)	< 28,738 >
10,	Craponne	< 9,589 >
11,	Polignac	< ? >
12,	Paradelles	< ? >
13,	Goudet	< 4,973 >
14,	Arlempdes	< ? >
15,	Mon-Meygal (St. Julien-Chapteuil)	< 8,306 >
16,	Mont-Pigier (St.-Hostien) ?	< ? >
17,	Le Monastier	< 6,987 >
18,	Saugues	< 10,360 >
19,	Solignac	< 4,230 >
20,	St.-Paulien	< 5,400 >
21,	Cayres	< 4,155 >
22,	Coubon	< ? >
23,	St. Just près Chomelix (Bellevue la mont.)	< ? >
24,	Fay	< 7,511 >
25,	Les Estables	< ? >
26,	Rosières	< 6,854 >
(Brioude 郡)		
27,	Brioude (郡庁)	< 12,813 >
28,	Paulhaguet	< 10,446 >
29,	Langeac	< 9,546 >
30,	La Chaise-Dieu	< 10,446 >
31,	La Voute	< 4,413 >
32,	Lempdes	< 5,816 >
33,	St. Privat d'Allier	< ? >

この段階で、オート-ロワール県内の民衆協会の数も増加した。既研究では、それまで12か所であったのが1793年には＜表2＞のように33か所が確認できたとしている⁽¹⁷⁾。

以上のように、各小郡では少なくとも一か所の町や村に民衆協会が発足していることがわかる。同時に、各協会では急進的共和党員であるサン-キュロット層が、革命推進をめざし幹部

を必要としていたため各地域で役人となった町村民を寄せ集めたといわれ、とりわけ、山岳派独裁期に向かって農山村では新入会員が増大した⁽¹⁹⁾。どのような社会層の人々によって民衆協会が運営されたのかについては、県内で都市部と農村部では違いがあったことは当然としても、年度ごとの変化も含めた各協会の詳細な実証研究は進んでいない。それでも、＜表3＞の

<地図 2> オート-ロワール県内の郡・小郡の分布図



(出典) J. Merlay, *op. cit.*, p. 3.

(A) ル・ピュイ-アン-ヴァレ郡 (B) ブリウド郡 (C) イサンジュー郡

<表 3> ル・ピュイと S.-J-シャプトユイユの民衆協会構成員比較

A ル・ピュイの 1795 年の民衆協会構成員 (263 人)

・卸売業者、商人	81 人	(31%)
・職人	53	(20)
・自由業者	34	(13)
・役人、公的奉公人、軍人	61	(23)
・立憲司祭	5	(2)
・学生、無職	24	(9)
・農民	5	(2)

B S.-J-シャプトユイユの 1793 年の民衆協会構成員 (80 人)

・農民	28	(35%)
・自由業者、役人	5	(6)
・職人、商人	23	(29)
・農業労働の日雇人	11	(14)
・規定できない者	13	(16)

ように史料的裏付けの可能なル-ピュイ-アン-
ヴェレ郡の郡庁のル-ピュイと同郡東部のサン-
ジュリアン-シャプトユユの構成員の比較は
できる⁽²⁰⁾。

この両協会の会員構成を見ると、都市域と農
山村域での違いが明確である。県庁所在地でも
あるル-ピュイでは、テルミドール事件後の
データであるが、ブルジョワが6割を超えてい
て近郊の農民は5人が参加しているだけである。
それに対して、農山村域のB.-J.-シャプトユ
ユでは、農業従事者が約5割で地域の特徴を
示している。また、「(職業) 規定できない者」
の中にも農民出身で、定職には就いていないが
革命進展の中で発生する土地問題や食糧問題で
農山村域の現状や将来について深く考える活動
家が混じっている可能性が高いと想定すれば、
農山村域の民衆協会らしい会員構成であったと

いえるだろう。

このようにして、オート-ロワール県内各地
では、1793年5月31日のパリ民衆の国民公会
の包囲や同年6月2日のジロンド派29名の逮捕
などの情報が伝わる中、それぞれの地域の政治
的、経済的な利害を代表する人々が活動家とし
て登場するなど、山岳派の革命路線に同調する
気運が高まり、国民公会政府の決定した政策実
現に加担する発言や行動が目立つようになった。

Ⅱ、派遣議員とオート-ロワール県

1792年6月20日のパリ民衆のテュイルリー
宮突入の知らせを知った後に、各県は武装した
徴集兵を派兵することを決定して、政治的・軍
事的反撃を組織しようとした。国民公会とパリ
も、3分の2の県に対して立ち上がるよう促し

<写真5> ル-ピュイの町の全景



(出典) *La France A Table.*, p. 6.

た⁽²¹⁾。この背景には、宣誓拒否僧や王党派らへの攻撃が強化されていたことに対する反革命の動きが露わになったことが挙げられる。また、1793年2月24日に30万人動員令が発令されたことで反革命運動の激化を促した。そうした状況の下で、ほとんどの地域に反革命運動が発生するようになった。すでに、ヴァンデ地方では反革命蜂起が継続されていたが、リヨン、ボルドー、ニーム、マルセイユ、トゥーロンも反革命勢力の手中に落ちた。内乱が始まった。これに対して国民公会は革命防衛の立場から、同年3月10日に革命裁判所設置の法令、同月21日に反革命容疑者監視委員会の設置、同年4月6日には公安委員会設置など矢継ぎ早に行ない恐怖政治を強化する一方で、同年6月24日には1793年憲法を可決し多くの国民の支持を得ようと対策を強化していた。

そうした政治情勢の中で、フランス各地では、王党派などの反革命勢力を一掃した民衆協会が再結集を図り、山岳派路線へ突き進むようになった。オート・ロワール県でも、ル・ピュイを筆頭にこの流れが明確となったのは前述の通りである。当県の革命路線も反革命勢力との対峙の中で定着したことは言うまでもない。ただし、そこで繰り広げられた政治闘争は単純ではなかったに違いない。その展開過程について、国民公会から送り込まれた派遣議員の足跡と、そこでの彼らの政策遂行の手腕を捉えながら追いかけてみよう。

(1) バルタザール=フォール (Balthazar Faure) の指導

当県選出国民公会議員のB. フォールが、ジャン・バプティスト=ラコスト(Jean-Baptiste Lacoste)とともに、派遣議員としてル・ピュイに赴任したのは1793年3月22日のことであった⁽²²⁾。さらに、県議会、郡議会、町村議会、民衆協会の

各議決機関から選ばれた者たちの中央連絡委員会を構成し、また、信用のおける有力者を周囲に集めた⁽²³⁾。最大の狙いは、反革命の動きを阻止し、30万人募兵法に伴う当県の割り当て兵力を確保することであった。

3月25日には、国民公会に対してB. フォールが最初の報告を連名で行なっている。「(前略) ル・ピュイの町から約4km離れたところにあるサン・ジュリアン (Saint-Julien) 村およびその周辺において、そこに隠れとどまっていた貴族や宣誓拒否僧に惑わされた当村民が、単に募兵法 (30万人募兵法) に対して反抗したのみならず、2千人以上を武装化させ、近隣の愛国者の家々を襲わせ、当村周辺の山間地に陣取った。そこで、連中 (反革命勢力) は、当県の主だった都市を攻撃し、反乱の旗を掲げることを目論んでいた (後略)」として、この一連の行動の首謀者を逮捕したことを伝えている⁽²⁴⁾。

また続けて、サン・ジュリアンの南東に位置する近くのフェイ小郡内のサン・フロン (Saint-Front) 山を拠点に宿営していた反革命の反逆軍の鎮圧について言及している。ル・ピュイに駐屯していた国民衛兵の分遣隊がそこを攻撃し、叛徒を一掃し、その指導層の4人、さらには貴族5人と司祭2人を逮捕したことを報告している⁽²⁵⁾。次いで、同年、4月1日付の報告では、同県内各地に起こっていた多くの騒擾を一掃させただけでなく、各地の反革命の発生地を愛国心の熱意によって変えていくことが、すでに達せられていると強調されている。また、4月15日の報告では、ル・ピュイの町周辺で組織された騒擾を鎮圧しただけではなく、県内をくまなく巡って、熱狂して分別を失った人々を啓蒙したとして国民公会の政策の宣伝をしていることが書かれている。そうした中で、40人の反革命の指導者を投獄し、20人の町村議会議員を解任し、刑事上の不正を働いた旧官吏を解職に

したことまでもが詳述されている⁽²⁶⁾。

オート-ロワール県では、すでに1793年2月12日にグデ教区北側の小郡のブリニョン (Brignon) において王党派と宣誓拒否僧らの反革命の動きがあった。これはヴァンデ地方の王党派の反革命に呼応するものであった⁽²⁷⁾。このことから分かるように、B. フォールらが当県に山岳派路線を導入する以前から王党派や宣誓拒否僧の動きが県東部を中心に活発で、ヴァンデ地方ほどでないにしても保守的傾向のある県であった。同年、3月29日には、フェイ (Fay) とルモナスティエ (Le Monastier) では、30万人募兵法に反対する蜂起が、同年6月29日には、ラ-ロゼール (La Lozère) でも発生している⁽²⁸⁾。

以上のような、王党派や宣誓拒否僧等による反革命の画策や軍事行動が、県東部地域の間部を中心に展開されている状況を目の前にして、これを憂いる感情が県内各地に醸成し始めている。まずは、ル-ピュイの民衆協会が祖国の防衛のために山岳派の推進する革命路線に傾きかけている。この方向転換には、派遣議員のB. フォール等の政治的指導とパリから一緒に派遣されていたサンキュロットの活動家の行動力、さらには、共和主義的革命情勢に敏感であった県内の各民衆協会の共和派的な名望家やブルジョワ達の内部対立を克服しての行動が決定的であった。

1793年6月6日には、B. フォールもル-ピュイの民衆協会に対して「(反革命の) 陰謀を監視し失敗させるためには、設立された当局に結集し、当権力機関の努力を手助けするしかあなた方同志には残されていないのです」との檄文を送って山岳派路線への参入を後押ししている。そのこともあり、6月13日には同協会は、県議会に対して、トゥルーズでの(反革命) 集会への召集状に応じないこと、ジロンド県やそれに

同調する他の県に対してはパリに(反革命の) 軍隊を派遣しないよう書簡を送付することを決定したのである⁽²⁹⁾。それから程なくして、リヨンとサン-テチエンヌでの反革命勃発という憂慮すべき知らせがもたらされたのは7月12日のことであった。

こうした内乱状況の進展の中で、オート-ロワール県が確実に山岳派路線を歩みだした背景には、同年6月24日に可決された93年憲法の存在のあったことは当然として、6月3日の亡命者財産の分割売却の許可、同月10日の共有地の共同体への返還に関する法令、7月17日の一切の封建的権利の無償廃棄、同月25日の亡命者財産売却様式の決定、同月27日の買い占め禁止令などが矢継ぎ早に出されたことで、当県の生活苦に見舞われていた農山村民や都市中下層民の支持を得たことが指摘されねばならない。それらの政策は多くの民衆の厳しい生活状態を俄かに解決したわけではなかったが、国民公会が社会革命への路線を歩みだしたのではと思わせるには十分であった。この知らせをいち早く各教区民に伝えたのは、県内各地の民衆協会であったのである。同年7月18日には、ル-ピュイ司教が立憲僧として93年憲法の支持を表明している⁽³⁰⁾。

このジャコバン主義ともいわれた山岳派の恐怖政治は、先述のように、反革命容疑者監視委員会の設置(1793年3月21の法)以降において、民衆協会との協力関係の中で強化された。ル-ピュイばかりかモニストゥロール (Monistrol) やクラボン (Craponne) などでは、立憲僧やサンキュロットの活動家だけでなく、王党派らの反革命策動の激しさに驚愕し急進化した一般の活動家を民衆協会が監視委員に任命するようにもなっていた⁽³¹⁾。

(2) ソロン=レイノー (Solon Reynaud) の 恐怖政治

当県において、B. フォールが築き上げたこの山岳派路線をさらに強化したのは、同年8月23日より派遣議員として任命され県の民衆協会の代表にもなったソロン=レイノーであった。しかし、ル=ピュイに登場したのは同年9月7日であった。また、9月後半からは10月にかけてリヨンの反革命鎮圧に出向き不在となっていた。当面の任務は、8月24日に発布された国民総動員法を当県において徹底させることであった。早速、組織された大隊会議で彼は大量徴兵の必要を説いている⁽³²⁾。同時に、着いた日の晩に、ル=ピュイの民衆協会で協会員を前に「指導者は気を付ける！王党派のテロが流行っているからだ！」と発言し、直ちに自らの行動を改めるよう告げている⁽³³⁾。

「ベル文」には、S. レイノーの任命の翌日に発布された国民総動員法実施に関する史料が2点確認できる。一つは、同年10月25日付私信で義勇兵出発に関して、サント=マリー教会施設に駐屯している義勇兵が任地に出発する前に銃を撃つなどして待機していることに言及している書簡⁽³⁴⁾。もう一つは、同年10月29日に義勇兵の招集に関して共和歴2年ブリュメール8日(1793年10月29日)にレイノーによって署名された宣言である⁽³⁵⁾。国民総動員法の第1条にあるように、敵兵が共和国の領土から追い払われてしまうまで、すべてのフランス人は無期限の軍隊勤務に徴用されることになったが、この宣言文では招集年齢が18歳から25歳までの男子となっているだけで、タイユ税、家族状況、未婚といった選抜基準を明示したものとはなっていない。むしろ、招集された義勇兵の兵舎内での管理監督について、憲兵がしっかり監視することが3条にわたって規定されている内容となっているものである。大量徴兵のノルマ

を達成するためには、徴兵拒否や脱走などの事態を少なくしなければならないことが課題となっていたことが読み取れる。この場面でも、民衆協会の存在が大きな役割を果たした。ここが、兵士たちへの援助、家族のための情報伝達、革命的熱狂の中心となり、同時に、脱走兵の追跡を組織するところともなったのである⁽³⁶⁾。

さらに、派遣議員としてのS. レイノーの仕事となったのは、反革命容疑者の摘発と県議会、郡議会、町村議会への政治的圧力の強化であった。すでに、1793年5月3日にはル=ピュイのマルトゥーレ広場にギロティンが設置されていた。いわゆるテルール(恐怖政治)の実施である。彼は、県内各地の特権階級、利己主義者、反革命家に対する対抗姿勢を露わにした。同年10月には、反革命容疑者の逮捕を命じ、県北東部のサン=ディディエ、ラ=セオーヴ、それに県南西部のル=モナスティエの各郡庁舎に設置された牢獄に約1,000人を収容している⁽³⁷⁾。各レベルの議会への介入も行なっている。各郡に設置された監視委員会や民衆協会が、国民公会が決定した諸法律を実施することに否定的だったり、消極的であった郡議会の動きや各議員の発言をチェックする役割を果たしていたことは言うまでもない。同年12月17日には、ル=ピュイの郡議会が解散させられている⁽³⁸⁾。公安委員会も公的職務の能力のある同志たちのリストを出すように民衆協会に求めてもいた⁽³⁹⁾。

このS. レイノーの県下の三権機関に対する粛清の試みは激しくなっていた。1794年1月27日には当県の刑事裁判所の数名の関係者に解任の判断が<表4>のように下された。「刑事裁判所の数人の裁判官に関する解任の公布」⁽⁴⁰⁾の史料では、前文で、彼は「自らの判定や行動の中で反革命の正体を現した関係者に対抗して、国民公会によって下された法律の賢明な目的とその範囲で応えることは、公共の利

＜表4＞ 解任されたオート-ロワール県刑事裁判所の関係者

1、ボンネ (Bonnet) ……………	県刑事裁判所長官 (亡命) 一つにして不可分の原則を踏みにじり 国民公会の品位を貶める
2、ロベイラック (Lobeyrac) ……………	郡裁判所長 自由を踏みにじる請願書を作成 反革命容疑者
3、ルソン (Rousson) ……………	郡裁判官 自由を踏みにじる請願書を作成 不道德及び偽善者
4、シュヴァリエ (Chevalier) ……………	郡裁判官
5、アブリアル (Abrial) ……………	郡裁判官
6、ドルラック (Dorlhac) ……………	郡裁判官
7、ローラン (Laurent) ……………	警察署長 封建的特権の廃止に賛成した者への 恨みの表明 王の廃位に反対意見を表明
8、ブディノン (Boudinhon) 検事、ジュッセルラン (Jousserand) 書記、イレール (Hilaire) 書記 ……………	この3名は郡裁判所での任務を継続

益にとって必要不可欠である」⁽⁴¹⁾と切り出している。また、「公安が、公平かつ純粋な者の手中にあり、主要な利益と位置づけられることが共和国の最重要目標であることを考慮して、そこに達するためには、墮落した悪徳の人物を解任し再編し、さらに、人々の唯一の指針となるはずの理性の勝利によって純化する必要がある」⁽⁴²⁾とも強調している。

これら7名の解任の後にはすぐに後任の者が任命されているが、ほとんどが山岳派の活動家で公的任務の能力を持つ者たちから選ばれている。

次いで、＜表5＞のように、1794年3月3日には県の各行政機関における粛清に着手している⁽⁴³⁾。そこでも、S. レイノーの基本的姿勢は、国民公会から発布されている諸法律に基づき厳

密に実施していくとなっていて、「共和国を破滅にしか導かなかった連邦主義の精神によって侵されていた者たち」⁽⁴⁴⁾に対抗して、国民公会に最もふさわしい「一つにして不可分」の共和政体制を守るために全身全霊で闘う行政機関を構築するために実施するのだということを前文で述べている。

ここでは、1793年12月4日の公安委員会の独裁の確立を謳った「フリメール14日の法」に基づいている雰囲気強く匂ってくる表現となっている。これも、当県の中で最も影響力のあったル・ピュイの民衆協会が、1793年の4月ごろから山岳派に賛同するようになり、S. レイノーの派遣議員としての当県在任中は、貴族、保守派の高位聖職者、宣誓拒否僧に対抗する強硬手段を請求するなど、常に、山岳派の政策に

<表 5> 1794 年 3 月 3 日の肅清判定

第 3 条、県議会の議員であったコスト (Costet) とボレル (Borel) を解任。

第 5 条、サン・オスティアン (Saint-Hostien) 小郡のリオジエ (Liogier) と、ル・ピュイ小郡のブル (Bleu) の二人の郡議会議員の解任。同時に、サン・プーリアン (Saint-Paulien) 小郡のアルマン (Armand) と、アルランブド (Arlempdes) 小郡のグレイソン (Gleyson) の二人の郡議会議員を解任。

第 6 条、サン・ジュスト (Saint-Just) 小郡の司祭、プペル (Poupel) を高齢で軽罰裁判所での従事不能で解任。

は忠実であったからである⁽⁴⁵⁾。

様々な情報を収集し、厳密な調査をした結果として次のような判定を下している。

この判定文は全 9 か条にまとめられていて、他の第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条では、それまでの議員職やその他の任務の継続が認定される内容となっている。最後の第 9 条では、当該判定文は県庁の担当役人および助役の下に送られ公表するとなっている⁽⁴⁶⁾。

この 1794 年 3 月 3 日の判定は、前年の 12 月 17 日のル・ピュイ郡議会の解散を受けての郡議会再編の過程で実施されたもので、山岳派路線の徹底推進をテルールの形で示したものである。これは、各郡の監視委員会、民衆協会、サン・キュロット活動家などの絶えざる全面的協力の力を背景にした S. レイノーの周到な準備と根回しの結果として出されたもので、テルールの妥協のない演出効果をはっきりと表れている。宣誓拒否僧と同盟した反革命勢力との闘争に対峙した国民公会の派遣議員の立場からすれば、民衆協会などの山岳派政策支持の行動ほど貴重なものは無かったに違いない⁽⁴⁷⁾。

さらに、それにとどまらず、S. レイノーはテルールには不熱心で穏和主義の疑いのある県内の動きに敏感であった。仲間でもあった中立的な国民公会議員に対してまで追求の手を弱めようとはしなかった。デルシェー (Delcher)、バ

ルテルミー (Barthelemy)、トゥレツシュ (Treyches)、ボネ (Bonet)、立憲僧のアンベール (Imbert) らの告発まで行なっている⁽⁴⁸⁾。

Ⅲ、民衆協会の政治的变化と県内各地での役割

オート・ロワール県におけるテルールの進行は、司法、行政、立法の諸機関での人的肅清のみで済むことではなかった。これは、共和政へ移行した後の国民公会の共和主義的な社会や文化のすべてに係わる政策が、旧体制の価値観を一掃する方向で進められたことから予測できたことは言うまでもない。象徴的なところを捉えれば、カトリック的世界観の否定に照準を合わせた政策として、1793 年 10 月 5 日のグレゴリウス暦の廃止、同年 11 月 10 日の理性の祭典挙行、同年 11 月 24 日の共和暦発布とカトリック教会の閉鎖といった法令の決定などが挙げられる。

当県の動きを見ると、実施時期は遅れるが、1793 年 12 月 1 日の S. レイノーによる共和暦の使用が強制、同年 12 月 20 日のル・ピュイにおける理性の祭典挙行、同年 12 月 18 日のカトリック教会の鐘楼規制、そして、1794 年 1 月 18 日の県内すべての教会閉鎖と同年 3 月のル・ピュイ教会の祭壇と鐘楼の破壊の動きとなって確認されている⁽⁴⁹⁾。一種の文化革命政策とも思え

るこの急激な転換の中でどのようなテルールが展開されたのかを見ていくことにしよう。当然のことだが、この政策実施の責任者は派遣議員のS. レイノーであったが、この動きに民衆協会がどのように関わっていたのかに照準を定めることにしたい。

また、これらのテルール政策強行と同時に派遣議員に求められていたのは、圧倒的多数を占めていた当県内の農山村民にとって喫緊の課題として認識されていた食糧問題と土地問題の解決であった。これらは政治的に多数の農山村民の力を山岳派路線に結び付けるためにも、さらには、都市部の中下層民の生活を守り彼らの政治的要求を山岳派の政策推進に引き付けるためにも無視できないことであった。この局面においても民衆協会の存在は大きかったといわれるが、どのような役割を果たしたのかも浮き彫りにしてみたい。

(1) 宗教的テルールの実態

カトリック教会の特権に対する動きは、すでに1790年7月12日に聖職者市民法（聖職者民事基本法）が制定された段階から顕在化していた。これに対するフランス各地の聖職者の対応はローマ教皇やルイ16世の拒否姿勢の影響もあり、この法に賛成するところと反対する地域に分かれて対立を孕んだまま推移していた。オート-ロワール県は、地域差はあるにしても、これに賛成するいわゆる立憲僧もいたが、むしろ、宣誓拒否僧が多いところの一つであった。

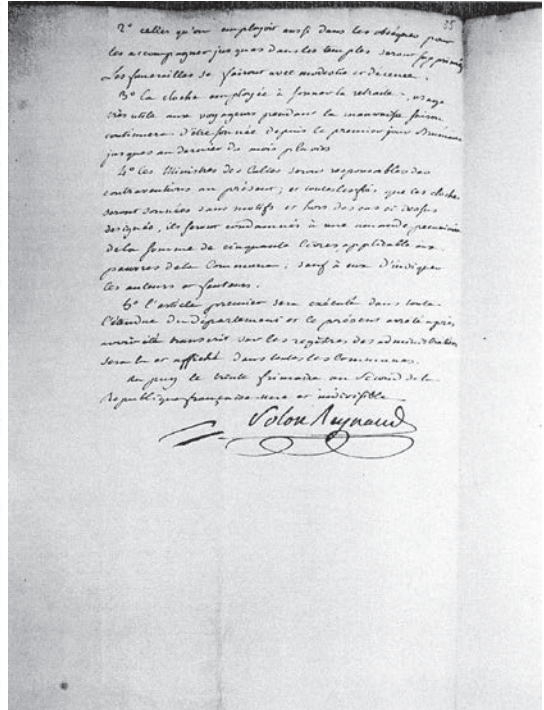
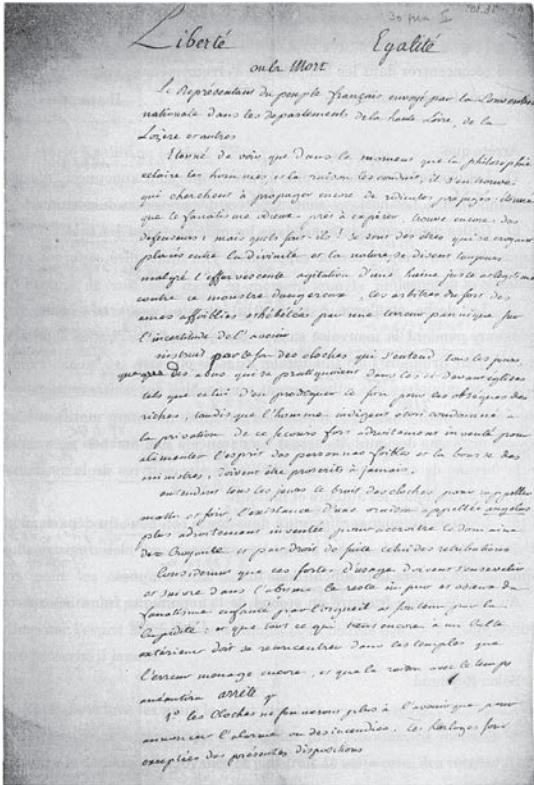
例えば、ガラール（Galard）司教はル-ピュイやイサンジュ-両郡の司祭たちの拒否行動を組織して対決姿勢を隠そうとはしなかった。1791年に入ると、宣誓拒否の教会がタンズ（Tence）小郡の主任司祭であったラシャ（Rachat）の周辺で秘密裏に彼らを組織するようにもなり、彼は隠れ司教区の責任者になって

いた。1792年8月10日の王権停止後、反革命容疑者摘発の動きが高まり抑圧が強化されると、宣誓拒否僧が居住地で暗殺されたり、または密告による逮捕者が増大するなど彼らの活動場所は激減した。しかし、国民総動員の時の農山村では、農山村民たちが動員令に強くためらう中で聖職者の影響力や支持がより強くなることもあった⁽⁵⁰⁾。そうした状況下で宣誓拒否僧が王党派などと連携し武力闘争に走って、B. フォールから派遣議員の指導の下で国民衛兵の軍隊による鎮圧を受けていたことは既述の通りである。

S. レイノーが当県に派遣された段階でも、反革命容疑者と認定された彼らとの闘争は連続と続いていたのである。1793年11月になると、彼は聖母マリアの祝日に合わせて約150人の司祭を修道院内に監禁し、50人を国外追放にした。同年11月30日には、ル-ピュイのマルトゥーレ広場でドゥルーシュ（Delouche）修道院長に対してギロティンでの死刑を執行した。このテルールでの政治的効果を狙ったように思える。そして、同年12月18日には、カトリック教会の鐘楼規制に着手している。それでも、1793年12月20日にル-ピュイの教会で開催された理性の祭典で、祭典司祭は共和国の法に従わざるを得なかったが、多くの司祭は欠席した⁽⁵¹⁾。

<史料3>の鐘楼規制の通知文においても、実施理由について前文では、哲学が人々を啓蒙し、理性が人々を導くこの機に及んで、いまだに不合理な信仰を広めようと努めている宣誓拒否僧を見るにつけても、また、憎むべき狂信的行為をしようとする支持者の存在が見出だされるというのも驚きという他はない⁽⁵²⁾、という情緒的な表現をとりながら現実の状況を正確に捉えているのが分かる。その上で、以下の5条が制定された。

＜史料3＞ オート・ロワール県における鐘楼の使用に関する規定



(出典) Arrêté signée., C. D. M. B., Fol. 38-34.

- 第一条 鐘楼の鐘は、これからは警報あるいは火災を報せるためにのみ鳴らされる。大時計は、現行の規定から除かれる。
- 第二条 鐘楼は、葬式においては参列者のためにこれまで通り用いられる。ただし、聖堂までで、聖堂内では使用は禁止される。埋葬は質素に慎ましく実施すること。
- 第三条 役目の終わった鐘楼は、気候の不純な時期でもある10月22日から2月18日までの間、旅行者に大いに役立つべく、慣例として、時を告げるのに使用される。
- 第四条 今後は、上記に規定された場合以外に鐘楼の鐘が鳴らされる度ごとに、違反

- 者に対しては司祭が責任を持つ。違反者は、財ある者は50リーヴルの罰金が科せられる。それは、犯罪者や扇動者を除くコミュニオンの貧困者に割与えられる。
- 第五条 この決定は、県内総べてのところで施行される。記録簿担当役人によって書き写された後は、この文書は総べての町や村にて掲示される。
- 一つにして不可分の共和暦2年フリメール30日 (1793年12月18日)
ル=ピュイにて

ソロン=レイノー

以上のように、これまでカトリック教会によって独占されていた鐘楼と大時計の使用権と管理権を国民公会側が奪い、あまねく国民の側が主体となり時間を共有するシステムへの大転換を図る内容となっている。これは、1793年12月1日にグレゴリウス暦を廃止して共和暦を強制的に導入したのと同様の効果を狙った政策であったと言えよう。つまり、宣誓拒否僧側からすれば強圧的なテルールであったにしても、共和政国家を目指す立場からすれば、キリスト教的世界観に代わり近代的な合理主義を定着させる方向性を兼ね備えた文化的変革であったと捉えることができる。

この点に注目するならば、当県におけるこのS. レイノーの宗教的テルールの行使については、非キリスト教化運動のレベルを超えた側面のあったことに気づかされる。多くの歴史家は、彼をロベスピエールによって非難された非キリスト教化というこの政策の断固とした支持者だと捉えるのが一般的であるが、後で分析するように、それを当県の民衆協会との関係から捉えなおしてみると、単純にエベール主義者だと断定するには慎重でなければならない。

その後の彼の政策面での動きは、先述のように1794年1月18日に県内すべての教会を閉鎖させて、同年3月には、すでに理性の神殿となったル・ピュイの大聖堂を除いて、県内各地の教会の祭壇と鐘楼の撤去を命じている。この鐘楼の除去は、同時に、それらの鐘楼がオート-ロワール県下の総べての町や村の共有のもの

となった⁽⁵³⁾ことを意味した。この逆転現象をジュール=ミシュレは「フランス革命は宗教的変革なしには存在しえなかった」⁽⁵⁴⁾と表現したが、このときフランス社会は山岳派的路線の中にあっても、近代国民国家が獲得しなければならない社会システムを定着させるという、大きな飛躍の試みの真只中にあったことを示しているだろう。

この一連の宗教的テルールの展開の中で、ル・ピュイの民衆協会が1794年3月23日に定例会議を開催している。そこで討議された内容の要約は、S. レイノーの指示により印刷され、同年4月1日付で県下の各民衆協会宛に送付されている。ここで利用する〈史料4〉の送付された印刷物は、どこの民衆協会で受け取られたものであるのかは定かではないが、その協会関係者が受け取った日付は手書きで1794年5月3日と書き記されている⁽⁵⁵⁾。ル・ピュイの定例会議の場で討議されてから一か月以上も経っているが、民衆協会の組織性からして、この印刷物はこの民衆協会のある小郡に翌日公示されている。S. レイノーが、自ら主導権を発揮しての行動であるところにも史料の価値がある。というのも、彼が当県において宗教的テルールを完成させ、理性の神殿をル・ピュイの元大聖堂の場所に設置したばかりの段階で、登壇した同志ブリュネル(Brunel)の発言を県内に隈なく知らしめようとしたのには、彼の強い政治的意図が感じ取れるからである。それでは、ブリュネルの発言内容を読み込んでみよう。

<史料4> ル・ピュイの民衆協会でのブリュネルの発言

同志諸君

革命の勃発の時から今日までの革命の進展を考えると、我が尊敬すべき地域代表の議員諸兄の不滅の取り組みに、または、各民衆協会の積極的で絶え間ない監視の努力に、さらには、我が国民衛兵の雄々しさ、忠実性、勇敢さに、そして、主権を持つ国民の思慮深く先見の明のある行動力に対する、驚嘆と同時に最も熱烈な感謝の念がすべての人々に深く根付いていると、私は感じている。

事実、封建的専制政治と聖職者の横暴を同時に攻撃すること、教会と王権の密接な結びつきを維持することによって両者の相互支援を存続させてきたその絆を断ち切ること、革命の進行を妨げるあらゆる妨害を、また、全く抜け目のない提案によって主張された最も根強い偏見を、さらには、権力者が力を行使し幻想を持たせる至る所の孤立無援の思い上がりを乗り越えること、国境あるいは国内においても明るみになったあらゆる裏切りを超えて行動すること、最も巧妙に組み合わされた陰謀を失敗させること、荒れ狂った海の泡立つ波のように次々と厄介者になった反対派を打ち負かすこと、同盟したヨーロッパのほとんど総べての国家のいかなる反革命の努力も実現しないようにすること、そして、鉄枷を断ち切り自由を回復した後には、最終的にはフランスに正義の法と堅固で恒久的な憲法をもたらすこと、同志諸君、以上のことは、偉大な祖国の代表者が遂行しなければならない名誉ある任務であり、彼らが仕上げなければ

ならない崇高な仕事なのである。(中略)

総べての民衆は立ち上がり、革命初期の力強さを全く失わず、民衆総体がかつてそうであったように、強力で、純真で、健全であり、好結果にも高慢には全くならなかったことを知っている。立ち上がった民衆は失敗によって打ちのめされることはなかったし、裏切りも民衆を狼狽させることもなかった。これは、常に自由になろうとする共通の目的をめざした民衆の大義から発した強さである。真の味方をお互いに見分け、総べての破壊分子を一撃で粉砕するのが目撃されている。(中略)

同志諸君、自らに対しかつ本来の知性に反して裏切った人々をそのままにして、祖国の中で何もしなくて良いのか？否である。理性が、偏見と間違い、さらには虚偽の屍の上に勝利をもたらしてきている。つまり、そうした人々を手助けするのは我々である。祖国が絶えず我々に期待していること、それは金銭ではなく、祖国の祭壇の上で我々が責任を急いで負わなければならないところの、我々の知識、才能、知性の提供である。つまり、この贈り物こそが祖国の意にかなうことなのである。総べては理性の勝利のために準備されている。すなわち、祖国に建立される神殿と祭壇によって、偏見が和らげられ、道義心がさらなる平穏へと向かい、人は、首尾よく発言出来るようになるのである。(後略)

(8)

partemens & de districts de la République. Le citoyen Reynaud, représentant du peuple sera invité à les faire imprimer aux frais de la Nation.

Pour extrait conforme à l'original
VINCENT-MALZIEU, *président.*
VITAL BERTRAND, *secrétaire.*

Vu le discours prononcé dans la société populaire de la commune du Puy, par le citoyen Brunel, qui a développé avec sagacité & ingénuité les principes propres à stimuler les citoyens à surveiller l'instruction publique, nourriture, comme ledit fort bien l'auteur du discours, indispensable aux ames & sur-tout républicaines;

Vu l'arrêté de ladite société, dont on ne peut qu'applaudir au zèle & au vif intérêt qu'elle prend pour la chose la plus utile pour former les mœurs & les opinions.

Considérant qu'on ne sçauroit jamais trop propager les bons principes, arrête que le discours & la délibération de la Société seront imprimés pour être répandus dans l'étendue du Département de la Haute-Loire & autres; invitant tous les bons citoyens de s'employer avec activité pour remettre en jeu l'instruction publique.

Au Puy, ce 12 germinal, l'an deux de la République une & indivisible

Signé SOLON REYNAUD.

Au Puy, de l'Impr. de P. B. F. CLERT Impr. du Département.

(出典) *La Société populaire.*, C. D. M. B., T. 91-8.

この発言の中でブリュネルは、1794年3月段階の山岳派路線の政策やその成果を整理して強調し、国民公会政府に対して最大級の賛辞を述べている。フランス革命の最大の貢献は、王権と教会の癒着を打ち破ったことであるとして、それでも反革命の側にとどまる勢力のあらゆる妨害、偏見、裏切り、間違いなどの難題を理性

の力で乗り越えようと主張している。そして、「総べては理性の勝利のために準備されている」というのである。この部分は、S.レイノーが最も強調してもらいたいところであったに違いない。

また、オート-ロワール県内各地の民衆協会が「積極的で絶え間ない監視」の任務を果たし

ていたことも誇らしげに述べられている。これは、先に指摘したように、S. レイノーがルピュイの民衆協会の当該の討議資料を印刷し、32の地域の民衆協会に送付させていたという事実と重ね合わせてみると、ルピュイを中心とした民衆協会のネットワークが、当県下で推進されていた宗教的テルールにおいて重要な役割を担っていたことを証明している。これらの民衆協会の存在抜きにしては、共和主義的な近代国民国家をめざす当県において、国民、県民、町村民としての地域住民が、理性の精神に基づき主体的に自治を確立し日常生活の安定と安全を維持するという課題を、徐々にでも作り上げていくことはできなかつたと捉えることができよう。

従って、S. レイノーらが目指した宗教的テルールの終着点は、「非キリスト教化運動」の完成にあったのではなく、その先にどのような共和主義に根差した近代的な国家と国民を創造していくかという次元にあったと判断できる。それは、本稿での詳論は避けるが、「聖 Saint」の付く町村名の変更や、「教区戸籍簿」に代わって「戸籍 *état-civil*」の確定などの行政的試みの実施などの中にも見出せることである⁽⁵⁶⁾。

という点を重視すれば、S. レイノー個人は無神論を目指したのではなく、真の信仰上の自由を確立するために理性の祭典にまつわる「理性の神殿」を理想としたように見える。だからブリュネルの発言からも分かるように、彼も非立憲僧の存在を全否定しようとは考えなかつた。革命推進の中で彼らが問題としたのは、それまでの一部のカトリック勢力が手放そうとしなかつた権力・資本・信仰の独占という非人間的で非合理的な姿勢と、それを支える王党派との連携も隠さなかつた反革命的権力志向だったのである。

(2) 社会的・経済的平等を目指したオート・ロワール県

食糧確保は、革命期においては全国的課題であったが、第1章の検討で明らかなように、オート・ロワール県の住民は圧倒的に零細的な農山村民であったことから、他地域とは違って最も急速に政治問題となりえた。

国民公会は、テルール政策を推進すると同時に食糧問題と土地問題については多くの議論を重ね、国内各県からの切実な要求に応える姿勢を目に見える形で示していた。これらの問題は、当然のごとく農業生産全体の総生産量の変動を左右した自然的影響を受けていたが、同時に、私的所有権の不可侵性の確立や国有地売却問題の進行の中で顕在化した経済格差の拡大という人為的政策の結果としての諸現象に規定されていた。とりわけ、後者の動きとして押さえておかねばならないのが、1791年9月28日～10月6日にまとめられた「農事基本法」の存在であった。この法で規定された理不尽な状況を緩和すべく、国民公会には、立法議会成立期に利権の拡大をめざして都市や農山村のブルジョワのために作られた法律が根拠となって深刻化していた貧困化や穀物価格上昇問題の解決が求められていた。それがどのような形で具体化されようとしていたのかは以下のとおりである。

<食糧問題>

- ① 穀物、小麦粉に関する最高価格法（1793年5月4日）
- ② 買占め禁止令（1793年7月27日）
- ③ 公設穀物貯蔵庫設置（1793年8月9日）
- ④ 生活必需品、労賃の全般的最高価格法（1793年9月29日）
- ⑤ 食糧委員会の設置（1793年10月22日）
- ⑥ 国民救貧手帳の作成（1794年5月11日）

<土地問題>

- ① 農民の集団的国有地買取りの禁止（1793年4月24日）
- ② 共有地の共同体への返還に関する法令（1793年6月10日）
- ③ 一切の封建的権利の無償廃棄（1793年7月17日）
- ④ 亡命者財産売却様式の決定（1793年7月25日）
- ⑤ 教会財産にも分割売却を適用（1793年11月21日）
- ⑥ 共和国2年ヴァントーズ法8日の法令「共和国の敵の財産没収と再配分のため」（1794年2月26日）
- ⑦ 共和国2年ヴァントーズ法13日の法令「共和国の敵の財産をもって、あらゆる貧困者に賠償する方法」（1794年3月3日）
- ⑧ 共和国2年ヴァントーズ法23日の法令「陰謀者、革命の敵に対する新手段を規定する」（1794年3月23日）
- ⑨ 封建的地代徴収の厳禁（1794年5月18日）

こうした国民公会の経済的平等を意識させる法令発布は、ジロンド派やエベール派に対する政治的対決を背景にしていたが、それを上回る規模での食糧問題や土地問題が喫緊の課題としてフランス全域に存在したからであった。

オート-ロワール県では、既述のように1793年以前からすでに食糧不足が深刻化していて、1791年にはル-ピュイの民衆協会が8月28日の定例会議で、大量の備蓄が可能な穀物置場の設置を要請していた。また、1792年9月24日には、穀物取引と買占めについての請願書を郡議会に提出していて、同年12月20日には、飢饉の進行と失業数の増大する時期には、貧しい人々に

配られるようにパンを焼かせるべきとの請願がル-ピュイ郡議会に送り届けられていた⁽⁵⁷⁾。

1793年の穀物全体の収量も不十分であった。そのため、県当局はその年に収穫された穀物に対して多量の強制徴発を実施するに至った。この徴発政策に逆らっていた能動市民の大半を構成する当県の富裕な耕作農民は、1793年9月29日発布の「生活必需品、労賃の全般的最高価格法」を挑戦として受け止めた。この法律の目的は投機行動を防止するものであったが、ブルジョワ地主や富農層はこれを歪めて解釈したため、彼らが収穫した穀物類が闇市場で取引されるようになってしまった。その結果、1793年の秋には、とりわけ、ル-ピュイにおいて食糧不足となり、飢饉状況に至った⁽⁵⁸⁾。

この事態に素早く対応したのがル-ピュイの民衆協会であった。そこに影響力を及ぼしていたS. レイノーは、「最高価格法」の本来の狙い通りに推進すべきという協会からの強い願い出であっただけに、急いで対応している。1793年10月16日に最初の条例を発布し、その中で、県内各町村から、古市場に穀物と必要な食料品を運ばせることを約束している。ただ、「最高価格法」に逆らう農民たちに対しての厳しい訓戒だけでは不十分と考え、「利己主義と悪意の結果が食糧の欠乏を引き起こしている」として、これに反対する者は法令違反者として、あるいは反乱者と判断され罰せられることを強調している⁽⁵⁹⁾。

この条例の執行を強化するために、S. レイノーは、ブリウド、モニストゥロール、ル-ピュイの各郡都に食糧委員会を設置した。それからは、当委員会が食物や食料品の供給の責任を負うことになった。任務の重要性和その煩雑さを想定し、ブリウドとモニストゥロールにそれぞれ5名、ル-ピュイには7名の委員を任命している。事実、委員たちは穀物情報を直接集めねばなら

ず、頻繁に会議を開く必要に迫られていた。彼らは、町村議会や委員会に届けられたデータを正確に数値化した目録を作成し、過剰分を再分配させ、また、必要とあれば市場へ供給するために徴発も命じた。飢饉の不安に乗じて取引し、不当に儲けて金持ちになった人々に対する詳細かつ妥協の余地のない調査を強化し、その範囲は、オート・ロワール県にとどまらず近隣のロゼール県アルデーシュ県にまで広げられた⁽⁶⁰⁾。このようにして、民衆協会の「最高価格法」徹底実施に際しての発言行動が、大きな力となったのである。

他方で、県内各地の民衆協会は、郡内、小郡内に点在する農山村住民への宣伝、啓蒙活動もおろそかにはしなかった。その動きを捉えることのできる史料が「バル文」内に見いだせる。〈史料5〉は、ブリウドの民衆協会が1793年10月22日に小郡内の農山村住民に向けて出された提言文である⁽⁶¹⁾。

〈史料5〉 穀物およびその他の生活必需品の公定価格に関する法律について

ある法律が市民階級にのみに犠牲を求めるとき、市民にあっては、その法は不安の原因となる。しかし、その法律がすべての職業の諸個人に及ぶとき、その結果、すべての人々の出費を相互の利益に変える補償となる。

このように、穀物の公定価格に関する法律はまずもって耕作農民にのみ重くのしかかるように見えるが、その後においては、蹄鉄、塩、油、石鹼、薪、綿布、布地のようなあらゆる生活必需品に関するものにも係わりと読み取られる。法律によって、耕作農民は、次年度の種もみとその年の自家消費分の他に、手元に残った作物だけを市場に運ぶ義務があると判断されたのだから、

国民公会在、貧農や職人あるいは作物を全く手に入れられない人々と同様に、耕作農民の収益に関しても温情をもって通告したことだけは分かっただけであらう。

悪意ある者たちは、公定価格が非常に安いとあなた方に言うことを忘れない。つまり、あなた方には、税を払い、自らの食糧自給の要求と次年度の耕作を満たすに足る必要経費を超える穀物価格であるとは思えないだろうと。(中略)

あなた方に言うが、穀物の公定価格は絶対に必要であったのである。さもないと、我が共和国軍を存続させることが不可能となったし、我々の自由を守るためにあなた方が祖国の旗の下に送り出していた立派な子供たちは、パンもなく放っておかれたに違いなかった。

あなた方への課税は、あなた方が十分の一税や封建地代に抑圧されていた時とほとんど同じ負担でしかない。しかし、あなた方が徴発によって市場に運ぶことになる穀物より以上の量を、なんと、あなた方は教会領主、封建領主、大借地農地主たちの穀物置き場に運んでいたのである。買占めをした地主は、あなた方の収穫物、家畜、衣類を教会や封建制の名において差し押さえるべく徴収人を派遣するとき、あなた方家族の貧困を考慮することはなかったではないか。

だが、今や法律は、穀物で満ち溢れている者たちに対し、穀物が足りない仲間たちに穀物の取り分を、封建地代の廃止以前よりも高い価格で振り分けるよう求めているのである。法律の賢明な配慮に崇高な意思を結び付けようとしなないというのは、何と良俗に反する人間ではないか。(中略)

超過した穀物収益を資産に変える者たち

は、もはや強欲を満足させるためでしかないのは事実である。彼らは、自らの資産を人民の空腹に対して向けようと考慮することはできない。だから、課税に関する法律は、必要不可欠な食糧価格には全く手が届かない働き者の貧民、職人、無所有の市民といった階層の人々を疲れさせ続けているこれら搾取者のためにのみ適用されたのである。個々の総べての階層の者が、自らの労働による生産物によって食糧を手に入れない社会というのは、存続しえないはずである。

(後略)

この最高価格法の狙いと、食べられない人々を救うという効能を具体的に説明したこの提言文は、ブリウドだけでなく県内各地の民衆協会が会員以外の地域住民も含め、読み聞かせられたのは当然であった。民衆協会の存在とその機能の諸側面がよく表れた史料である。

ところで、民衆協会の役割はこれにとどまらなかった。協会はかねてより、穀物倉庫の設置や飢饉時における貧しい人々へのパンの配給を県行政機関に要求していたが、1793年10月には、サン・タオン (Saint-Haon) 館に穀物庫の設置を実現させている。さらに、ル・ピュイの協会は同年10月18日に同志のパルマンティエ (Parmentier) に対し、ここ50年来、土地を汚染するといわれて作付されてこなかったジャガイモの栽培を指示している。あわせて農業委員会を立ち上げた。それは、追加の食糧を生み出す方策を見出す必要があったからであった。さらに、活動内容も広がり、同年11月16日に、ル・ピュイの民衆協会が「贅沢な犬の駆除のための誓い」のスローガンの下、動物の餌として小麦粉を用いることを禁止して食糧確保のキャンペーンを起こしていた。また、暖房および炭用の木材不足

を心配して、協会が森林伐採を監視することにまで着手して、独自に監視委員を任命するに至っている⁽⁶²⁾。革命勃発より進められた私的所有権の絶対化の中で、農山村民共同体が保持していた森林用益権などの共有権が新たな地主に奪われてしまっていた状況への緊急避難的対応とみられる。国民公会や派遣議員の姿勢ではどうにもならない事態を、民衆協会が経済的テルールを発揮して、経済的平等を生み出そうとしていた動きとして注目される。

この経済的平等を求めない限り、オート・ロワール県内で飢えに直面した農山村民や都市中下層民を救うことができないと判断した民衆協会は多数に及んだ。例えば、クラボン (Craponne) の民衆協会は、1794年1月4日に「共和主義的友愛の名のもとに」、隣接するカンタル (Cantal) 県内の郡に穀物を送るべく、4名の委員を任命していた。また、フェイ (Fay) の民衆協会は、富裕な地主に対して、総べての穀物を直ちに脱穀することを厳命するよう町議会に促すために2名の代表者を送り込んでいる。従って、買占め人に対する闘争もしばしば激しくなった。死の恐怖 (テルール) とは買占め人に対して作られたと言ってもいいぐらいであった。こうして、「共和主義的友愛」に基づく行動が、富裕な地主や富農の利己主義に対抗して貧しい人々を救うことを正当化したのである⁽⁶³⁾。

貧困者を救うためのもう一つの手立てが強制公債の徴募であった。国民公会は、1793年5月20日に10億リーヴルの強制募債を決定し、同年6月22日に徴募を始めていた。オート・ロワール県でも赤貧の状況にある人々のリストを作成し、さらに、穀物やジャガイモの購入に役立つ公債を可能にすべくもう一つの富裕者の帳簿を作成したのが確認できる。それに基づいて、当県では、民衆協会が貧困者の生計に必要と判断した食物購入のために、富裕市民等には10

万リーヴルの金額に達するまで自発的に貸すよう促している⁽⁶⁴⁾。しかしながら、当県版の、食糧を確保する義務を負った民衆協会の強制的な一種の統制経済的試みは、失敗に帰している。この点については、S. レイノーの書簡⁽⁶⁵⁾がこの背景を冷静に「予見」している。当県選出の国民公会議員内で、強制公債の導入に際しての分担金をめぐって意見が分かれていたことを示していた。経済的テール実施に関しては派遣議員内部でさえ足並みが揃っていなかったのである。民衆協会の純真な山岳派路線の歩みとは裏腹に、共和主義を共有しているはずのブルジョワ富裕層の利潤追求のための利己主義を完全に打破することは出来なかったのである。

したがって、1794年5月11日に決定された国民救済手帳も、当県内においては、それに基づいて救済する体制作りが財政的な理由で破たんしてしまっている。経済的平等をめざす政策面でのこの腰砕け現象は、ヴァントーズ法の実施においてもそうであった。1793年憲法が国民公会で成立し発布されたが施行されなかったのと同じように、当県の多くの農山村民の土地獲得要求に応えられないままに放置されてしまっている。こうした事態を当県内の各民衆協会がどう捉え、どのような思いで次なる一步を歩もうとしていたのか想像できなくもないが、残念ながら、それを証明してくれるような史料にはまだ出くわせていない。ただ、S. レイノーが1794年4月19日にパリの公安委員会に呼び戻された後でも、次いで派遣議員となったルイ・ギヤルダン (Louis Guyardin) の下でも、山岳派路線は継続され、同年6月4日には「最高存在の祭典」も実施され、なおかつ、宣誓拒否僧に対する起訴も進められ、反革命容疑者の死刑も遂行されていたことなどを考えると、土地問題についての彼らの願望がまだ消え失せていなかった様子が浮かび上がってくるようでもあ

る⁽⁶⁶⁾。それは、テルミドール事件後のB. フォールやS. レイノーに対する粛清の動きの顛末の中でも見え隠れしていた、不退転の信念にも似た通奏低音のような鈍い輝きである。

おわりに

以上のように、地方におけるフランス革命の進展を山岳派独裁期に限定して捉えなおしてみた。分析の中心は、オート・ロワール県における派遣議員の山岳派路線に基づく政策実施状況と、それに呼応した県内各地の民衆協会の対応の諸側面をクローズアップするという試みであった。その結果、史料的な制約もあり史料上の裏付けの不十分なところを残してはいるが、その部分は先行研究成果に頼りながら、以下のような特徴を探り出すことができたように思う。

第一には、当県が、パリやリヨンなどの大都市を中心とした革命の「先進地域」とは異なって、先に引用した諸史料からも分かるように、常に食糧不足を抱えて、その要因の一つでもある土地問題とともに、その解決を革命の進展に求めていた農山村民が中核を占める極貧県の一つであったことである。したがって、それを裏返して捉えれば、いつでも、どこでも「急進化」し易い火種を抱え込み、それを絶やそうとはしない県民性を持っていた。

第二には、しかしながら、県東部や南東部の山間地域を中心に王党派や宣誓拒否僧等の反革命の抵抗が浸透すると、農山村民の政治的対応も複雑化した。理由ははっきりしていた。国王への陳情書に託された諸要求が無視され、私的所有権の確立によって森林用益権など農山村民には欠かすことのできない経済活動空間であった共有地を新しい所有者に奪われ、そればかりか国有地売却に際しても都市部の商業資本の参入に対抗できず、ことごとく革命前期の諸成果

から置き去りにされたため、農山村の諸教区民は、生活防衛のために日常的な信仰生活の延長線上で、やむなく「反革命」運動に加担する場合もあった。

第三には、B. フォールやS. レイノーのような派遣議員たちの山岳派路線の政策は、当県においてもパリの公安委員会からの指示に基づき実施されたが、地方におけるテルール推進に際しては、単にパリのジャコバン-クラブの指令によってのみならず、当県全体に分布する各郡の監視委員会・民衆協会・地方のサン-キュロットの活動家の協力の下、地域性を重視した対応によって進められた。とりわけ、民衆協会との共同歩調なしにはテルールの徹底は困難であった。最大の難局は、30万人動員令と国民総動員法に基づく当県の対応の場面においてであった。

第四には、民衆協会は、反革命容疑者の逮捕や、町村および郡議会議員の摘発、食糧委員会への協力、飢饉時の穀物確保のために買占め人や投機人などの監視、あるいは、破壊分子などの取り締まりによる地域社会の治安秩序維持活動など、地方の革命を下から支えたばかりか、むしろ、下から革命を推進する工夫と努力が目立った。時には、郡・県議会に対しても意見具申や活動家派遣なども行なった。

第五には、主に、S. レイノーが指導した宗教的テルールは、当県における共和主義的な国民国家の枠組み構築の土台作りを目指したものであった。彼は、テルミドール事件後、「オート-ロワール県におけるロベスピエール」と言われ「告発」を受けていたことから分かるように、エベール派の「非キリスト教徒運動」とは距離を置いた立場で宗教的テルールを推進した。むしろ、ロベスピエールと同様の信仰の自由を視野に入れていた。ただ、この路線が、彼の後を継いだ派遣議員のギヤールダンによって

継承されたのかどうかは検証の余地がある。1794年6月8日にル-ピュイで開催された「最高存在の祭典」においては、元ノートルダム聖堂の古い彫像と聖遺物がマルトゥーレ広場で破壊されているからである⁽⁶⁷⁾。

第六には、食糧問題の解決をめぐる繰り広げられた経済的テルールの展開の不十分さであった。とりわけ富裕層への強制公債をめぐる駆け引きの中に色濃く表れていた。これは、ロベスピエール等が恐怖政治の中で、亡命者財産の小地片での売渡、共有地の分割、領主権の一掃などの実施で農山村民の経済的不満を和らげようとする姿勢を、エベール派やジロンド派などとの戦術的対抗の必要から打ち出していたことと関係していた。彼らも所有権の制限や土地均分を進めるなどの立場にはなく、おおむねブルジョワジーの利害を代弁していたことから分かるように及び腰であったからである。食糧不足という非常事態の下でも、同じ共和主義の理念の中にあっても、当県内の富裕層の姿勢を変えることはできなかった。

これらの特徴は、パリの革命政府・国民公会内に見られた政治的展開とは少なからず異なった動きと結果を示していたと言えるだろう。中央と地方の革命進展におけるこれらの違いは当然のこととして、山岳派独裁期の地方の革命に係わったオート-ロワール県内の人々の政治姿勢に多大な影響を与えたことは間違いなく、テルミドール事件後の当県の革命進展を陰に陽に規定していくことになる。施行されなかった93年憲法の精神に学び、共和主義の基本理念に立ちながら、真の意味での経済的かつ社会的「平等」の図柄をくっきりと描き出していた、その彼らが、テルミドール事件後も総裁政府期においても当県を支えていった足跡が見えてくるようでもある。

註

- (1) 近江吉明「ミシェル=ベルンシュタインが捉えようとしたフランス革命像を探し求めて—「ベルンシュタイン文庫」史料の比較調査結果と今後の活用の方向性を展望する—」(『社会科学年報』第55号、2021年3月)、49～85頁；同「ベルンシュタイン文庫の全体史的研究—オート・ロワール県におけるテルミドール事件前後の動き」(『専修大学社会科学研究所月報』第701号、2021年11月)1～24頁。
- (2) ミシェル=ビアール(長坂早緒梨、高橋則雄共訳)「ベルンシュタイン文庫にみられる革命期の政治結社」(『専修史学』第54号、2013年)1～15頁；同(近江訳)「ミシェル=ベルンシュタイン文庫内の(再)発見に値する手稿史料」(『専修総合科学研究』第24号、2016年10月)、140～145頁。
- (3) 竹中幸史『フランス革命と結社』昭和堂、2005年；高橋暁生「フランス革命期地方都市の政治的態度と地背景—ルアンの穀物供給問題—」(『社会経済史学』第68-2、2002年)；同「フランス革命期ルアン民衆協会の行動原理—地方における革命政治の実態」(『一橋論叢』第121-2、1999年)。
- (4) Georges Chanon « Le Jacobinisme. Du Club des Jacobins aux Societes populaires », in J. Barlet, et als., *La Haute-Loire et la Révolution française*, Editions de Roure, 1988, pp. 69-178.
- (5) M. ビアール、「政治結社」、15頁。
- (6) Jean Merley, *La Haute-Loire de la fin l'ancien Règime aux débuts de la troisième République (1776-1886)*, 2 tomes (II.-Annexes), Le Puy-en-Velay, 1974, Table des Planches 1.
- (7) *Ibid.*, Table des Tableaux, n. 15-(1), (2).
- (8) Cahier de doléances du château de Gaudet, *Archives Départementale de la Haute-Loire*, 1B-1758, 6p.
- (9) 近江「1789年のゲテ教区第一次選挙集会時陳情書」(『専修人文論集』第100号、2017年)；同「オート・ロワール県ブリウド市の陳情書校訂(1)」(『専修総合科学研究』第20号、2012年)；同「オート・ロワール県ブリウド市の陳情書校訂(2)」(『専修史学』第54号、2013年)。
- (10) Yoshiaki OMI, « Cahier de doléances du tiers état de la ville du Puy », *Cahiers de la Haute-Loire*, 2009.
- (11) Jean Peyrard, « La Révolution dans le Département de la Haute-Loire », in Michel Péronnet et J. Peyrard, *La Révolution dans la Haute-Loire*, Horvath, 1989, pp. 81-85.
- (12) *Règlement à l'usage de la Société des Amis de la Constitution, séante au Puy, chef-lieu du département de la Haute-Loire*, C. D. M. B., Tome 1700-5.
- (13) G. Chanon, *op. cit.*, p. 76-77.
- (14) *Ibid.*, p.79.
- (15) *Ibid.*, p. 81.
- (16) *Roc. cit.*
- (17) *Ibid.*, pp. 90-92.
- (18) *Ibid.*, pp. 39-40.
- (19) *Ibid.*, p. 98.
- (20) *Roc. cit.*
- (21) *Ibid.*, p. 124.
- (22) *Ibid.*, p. 147 et 182.
- (23) Albert Boudon, *Les Municipalités du Puy pendant la période Révolutionnaire*, T. 3., le Puy, 1894, p. 317.
- (24) *Ibid.*, pp. 318-319.
- (25) *Ibid.*, pp. 320-321.
- (26) *Ibid.*, pp. 322-324.
- (27) G. Chanon, *op. cit.*, p. 127.
- (28) *Roc. cit.*
- (29) *Ibid.*, p. 124.
- (30) *Ibid.*, p. 9.
- (31) *Ibid.*, p. 146.
- (32) Julien Guérin, *Solon Reynaud (1749-1815)*, Polignac, 2007, p. 64.
- (33) *Ibid.*, p. 65.
- (34) [*Minute aut. d'une proclamation sur le départ des volontaires, 4 brumaires an II.*] / C. A. B. Reynaud …… C. D. M. B. Fol. 38-55 [quinquies decies]；近江「校訂・国民公会議員ソロン=レイノー関連史料」(『専修史学』第60号、2016年)91～92頁。
- (35) [*Proclamation signée, sur la levée des volontaires, 8 brumaire an II.*] / C. A. B. Reynaud …… C. D. M. B. Fol. 38-53 [sexies decies]；近江、同上、93～95頁。

- (36) G. Chanon, *op. cit.*, p. 162.
- (37) Ville du Puy-en-Velay, *Aspects de l'Époque Révolutionnaire dans les collections publiques du Puy-en-Velay*, Le Puy-en-Velay, 1989. P. 73.
- (38) G. Chanon, *op. cit.*, p. 136.
- (39) *Ibid.*, p. 138.
- (40) A. Boudon, *op. cit.*, pp. 331~340.
- (41) *Ibid.*, p. 331.
- (42) *Ibid.*, p. 332.
- (43) *Aspects.*, p. 73.
- (44) A. Boudon, *op. cit.*, p. 340.
- (45) J. Guérin, *op. cit.*, p. 86.
- (46) A. Boudon, *op. cit.*, pp. 340~343.
- (47) J. Guérin, *op. cit.*, p. 86.
- (48) *Ibid.*, p. 87; G. Chanon, *op. cit.*, p. 187.
- (49) *Aspects.*, p. 75.
- (50) J. Guérin, *op. cit.*, pp. 72~73.
- (51) *Ibid.*, p. 73.
- (52) [Arrêté signée, 30 frimaire an II, sur le contrôle de faire usage de la cloche] / Solon Reynaud C. D. M. B., Fol. 38-34 [vicies]; 近江、「校訂」、96 ~ 97 頁。
- (53) J. Guérin, *op. cit.*, p. 77.
- (54) Jules Michelet, *Histoire de la Révolution française*, livre XIV, 1979, p. 615.
- (55) [Extrait des Délibérations de la Société populaire du Puy, Chef-Lieu du Département de la Haute-Loire, Séance du trois germinal, an second de la République française, une, indivisible et démocratique] / C. D. M. B., Tome 91-6.
- (56) *Aspects.*, p. 73 et 77.
- (57) G. Chanon, *op. cit.*, p. 143.
- (58) J. Guérin, *op. cit.*, p. 68.
- (59) *Ibid.*, p. 69.
- (60) *Loc. cit.*
- (61) *La Société populaire des Amis de la liberté, et de la l'égalité, séante à Brioude, aux habitants des campagnes, sur les loix relatives à la taxe des grains et des autres objets de première nécessité, C. D. M. B., Tome 91-8. 同史料は、ル-ピュイ市立図書館にも収蔵されている (Bibliothèque municipale Le Puy, n. 1281)。*
- (62) G. Chanon, *op. cit.*, p. 144.
- (63) *Ibid.*, pp. 144~145.
- (64) *Ibid.*, p. 145.
- (65) [Lettre aux signee, 21 mars 1793. Sur un projet d'emprunt de 300,000 liv.] C. D. M. B., Fol. 38-67 [tredecies].
- (66) 近江、「テルミドール事件前後の動き」、6 ~ 7 頁。
- (67) J. Peyrard, *op. cit.*, p. 103; *Aspects.*, p. 75.